

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成19年6月に制定されたことで、地方公共団体は毎年度決算に基づいて、健全化判断比率と公営企業の資金不足比率を算定し公表しています。

また、平成20年度決算から、健全化判断比率が早期健全化基準以上であれば「財政健全化計画」を、財政再生基準以上であれば「財政再生計画」を策定し、財政健全化に取り組みることになりました。さらに、資金不足比率が経営健全化基準以上になると「経営健全化計画」を策定して、公営企業の経営健全化に取り組みなければなりません。

大館市は、21年度決算での比率はいずれも健全化の基準内という結果となりました。

平成21年度決算に基づく

健全化判断比率は いずれも健全化の 基準内でした

— 今後も引き続き、健全な
財政運営に努めます —

健全化判断比率

① 実質赤字比率

福祉、教育、まちづくりなどを行う地方公共団体の一般会計等で、毎年の現金不足(赤字額)をチェックするための指標です。大館市では、実質赤字額はありません。

② 連結実質赤字比率

市には一般会計の他に、国民健康保険や介護保険などの特別会計、地方公営企業法を適用した病院事業会計や水道事業会計などがあります。これらすべての会計を合算して、毎年の現金不足(赤字額)をチェックするための指標です。

大館市では、各会計を合算した場合の赤字額はありません。

③ 実質公債費比率

全会計と一部事務組合の公債費負担をチェックする指標です。

市全体の実質的な借金返済額が、市税や地方交付税などの経常的な収入財源に占める割合で表しています。この割合が25%に達すると早期健全化段階、35%に達すると再生段階となりますが、大館市は17.9%です。

④ 将来負担比率

全会計、一部事務組合、第三セクターを含めて、将来負担する債務などの大きさをチェックする指標です。

将来の財政悪化の可能性を表すものですが、この指標の悪化が、即座にその時点での財政状況を表すわけではありません。大館市は171.2%です。

資金不足比率 (公営企業会計ごと)

公営企業の資金不足(赤字額)を、公営企業の料金収入に対して比較したときの割合で、経営状況の悪化の度合いを示すものです。

健全化判断比率

指標名	大館市	財政健全化法	
		早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	実質赤字額無し	12.35%	20%
② 連結実質赤字比率	連結実質赤字額無し	17.35%	40%
③ 実質公債費比率	17.9%	25%	35%
④ 将来負担比率	171.2%	350%	—

資金不足比率 (公営企業会計ごと)

会社名	大館市	財政健全化法
		経営健全化基準
大館市水道事業会計	—	20%
大館市工業用水道事業会計	—	20%
大館市下水道事業会計	—	20%
大館市病院事業会計	5.8%	20%
大館市戸別浄化槽整備事業特別会計	—	20%
大館市公設総合地方卸売市場特別会計	—	20%
大館市農業集落排水事業特別会計	—	20%
大館市宅地造成事業特別会計	—	20%

財政の早期健全化・再生、公営企業の経営健全化イメージ

